

## A E D の設置情報登録について

- ・ A E D の設置情報登録については、平成 1 9 年 3 月に厚生労働省から、A E D の設置場所に関する情報を製造販売業者などを通じて、「財団法人日本救急医療財団」にご登録いただくよう依頼しているところです。
- ・ 同財団では、A E D の設置場所を公表することに同意いただいた場合に、A E D の設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在する A E D の設置場所を把握し、必要なときに迅速に使用してもらえるよう取り組んでいます。
- ・ A E D に重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合にも、設置者が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようになりますので、**設置場所を登録していない場合、または変更した場合には、製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。**

※ なお、A E D を家庭や事業所内に設置している場合等では、A E D の設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) A E D 設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) U R L

<http://www.qqzaidanmap.jp/>